

## 2-1 日本森林学会理事会内規

(理事の分担)

第1条 日本森林学会定款第33条第3項に基づき、理事の役割分担を定める。

(総務担当理事)

第2条 総務担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 文書及び規則に関する事項
  - (2) 総会及び理事会に関する事項
  - (3) 会員の入退会及び会員データ等に関する事項
  - (4) 代議員及び役員の選挙に関する事項
  - (5) 公官署への届け出に関する事項
  - (6) 科学研究費補助金(研究成果公開促進費)申請に関する事項
  - (7) 事務局に関する事項
  - (8) その他、他の理事の分担に属さない事項
- (会計担当理事)

第3条 会計担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 予算・決算、その他経理に関する事項
  - (2) 金銭、財産及び物品の出納保管に関する事項
  - (3) 会費の徴収及び会員名簿に関する事項
  - (4) 学会誌等の頒布に関する事項
  - (5) 会計監査に関する事項
- (大会担当理事)

第4条 大会担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 大会の開催・運営に関する事項
- (2) 大会運営委員会に関する事項
- (3) 日本森林学会大会講演要旨集の刊行に関する事項
- (4) 大会の経理に関する事項

2 大会担当については、毎年開催されることから、2年後の開催を考慮して配置することとする。

(日林誌担当理事)

第5条 日林誌担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日林誌の編集及び刊行に関する事項
  - (2) 日林誌編集委員会に関する事項
- (JF R担当理事)

第6条 JF R担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) JF Rの編集及び刊行に関する事項
  - (2) JF R編集委員会に関する事項
- (森林科学担当理事)

第7条 森林科学担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 森林科学の編集及び刊行に関する事項
  - (2) 森林科学編集委員会に関する事項
- (広報担当理事)

第8条 広報担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 学会ウェブサイトの維持、更新、管理に関する事項
  - (2) 学会事業、学術交流、各種公募等のウェブサイトを通じた広報に関する事項
  - (3) 広報委員会に関する事項
  - (4) 日本森林学会メールマガジンの発行及びメーリングリストの管理に関する事項
- (企画担当理事)

第9条 企画担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 本会の事業の企画及び学会活動の活性化に関する事項

る事項

(2) 企画委員会に関する事項  
(表彰担当理事)

第10条 表彰担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本森林学会賞等の選考及び日本農学賞等の推薦に関する事項
  - (2) 表彰委員会に関する事項
- (ダイバーシティ推進担当理事)

第11条 ダイバーシティ推進担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) ダイバーシティ推進に関する事項
- (JABEE担当理事)

第12条 JABEE担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本技術者教育認定機構(JABEE)及び森林・自然環境技術者教育会(JAFEE)に関する事項
- (学協会連携担当理事)

第13条 学協会連携担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本農学会、日本学術会議等との連携協力に関する事項
  - (2) 森林関係の団体との連携に関する事項
- (木材学会連携担当理事)

第14条 木材学会連携担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本木材学会との連携に関する事項
- (国際交流担当理事)

第15条 国際交流担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 国際学術交流の推進に関する事項
- (その他の担当理事)

第16条 その他の担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 理事会が必要と認めたその他の事業に関する事項
- (関係機関との連携)

第17条 上記の他、森林・林業技術団体及び公立試験研究機関との連携を目的に、その関係者を理事に加えることができる。

(常任理事)

第18条 常任理事は、原則として第2条から第10条の理事とする。

(主事の配置)

第19条 定款第40条に定める主事は、その業務量及び継続性を考慮して配置する。

2 具体的な選考に当たっては、担当理事が理事会に推薦することとする。

(就任及び退任承諾書)

第20条 定款第22条第1項第1号により総会で役員に就任した場合は、役員は別に定める就任承諾書を会長に提出しなければならない。

2 同じく退任或いは解任した場合は、退任承諾書を会長に提出しなければならない。

(委嘱書)

第21条 定款第42条第1項第4号による理事の選

定に際して、委嘱書によって行わねばならない。  
(理事の報告義務)

第22条 理事は、学会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(内規の変更)

第23条 この内規を変更する場合は、理事会に諮って定めるものとする。

附 則

1. この内規は、平成23年6月15日から施行する。

2. この内規は、平成26年3月26日から施行する。
3. この内規は、平成28年5月22日から施行する。
4. この内規は、平成29年4月18日から施行する。
5. この内規は、平成30年4月24日から施行する。
6. この内規は、令和5年5月31日から施行する。
7. この内規は、令和7年4月23日から施行する。

付表 第20条の就任承諾書及び退任承諾書